

岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備補助金交付要綱

平成27年3月11日制定

平成27年6月30日改正

令和3年4月1日改正

(総則)

第1条 県は、医療従事者の職場環境の改善及び医療従事者の養育力の充実に資するため、病院及び診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。）の開設者及び看護師等養成所（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護師又は准看護師の養成所をいう。）の設置者（以下「補助事業者」という。）が行う当該補助事業者の施設の整備に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

五 役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して個人又は法人等

六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助金の種類等)

第3条 補助事業者が申請することができる補助金の種類は、別表1の右欄に掲げる補助事業者に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げるものとする。

2 補助金の額に係る基準額、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補

助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、同表補助対象経費の項に掲げる経費のうち次に掲げる費用は、この補助金の交付の対象としないものとする。

- 一 土地の取得又は整地に要する費用
- 二 門、柵、塀及び造園工事並びに通路施設に要する費用
- 三 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- 四 既存建物の買収に要する費用
- 五 その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- 一 補助事業者は、次の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - イ 建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で、建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）
 - ロ 建物の規模、構造又は用途の変更（建物の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - ハ 養成課程及び学生の定員の変更（看護師等養成所施設整備事業分に限る。）
- 二 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合（一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- 四 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 五 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。
- 六 前号の場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、支部等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。
- 七 知事は、第5号の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。
- 八 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならないこと。
- 九 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠するなど、透明性、公平性を確保すること。ただし、補助事業者は、当該契約手続の取扱いに準拠することが困難と認めるときは、当該補助事業に係る契約手続の方法について、あらかじめ知事に相談すること。
- 十 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはな

らないこと。

2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業の内容変更承認申請書 別記第2号様式
- 二 補助事業中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式
- 三 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書 別記第4号様式

（補助事業の着手）

第6条 補助事業者は、原則として補助金の交付決定後に補助事業に着手しなければならない。

ただし、緊急かつやむを得ない事由があると知事が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとする補助事業者は、あらかじめ別記第5号様式による補助金交付決定前着手届を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日時点における、補助事業の遂行状況報告書を別記第6号様式により作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事務の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間とする。

2 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(補助事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助事業により整備した施設等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱による改正後の岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成26年度分以前の予算にかかる補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

補助金の種類	補助事業者
病院内保育所施設整備事業費補助金	次に掲げる法人等とする。(地方公共団体、地方独立行政法人を除く。) ・日本赤十字社岐阜県支部 ・岐阜県厚生農業協同組合連合会 ・公立学校共済組合 ・社会福祉法人 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・医療法人 ・学校法人及び準学校法人 ・病院又は診療所を開設した個人 ・独立行政法人 ・国立大学法人

看護師等養成所施設整備費補助金	<ul style="list-style-type: none">・学校法人及び準学校法人・医療法人、一般社団法人及び一般財団法人（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所に限る。）
-----------------	---

別表2 (第3条関係)

補助金の種類	基準額	補助対象経費	補助金の額
病院 内 保 育 所 施 設 整 備 事 業 費 補 助 金	<p>次に掲げる基準面積に付表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 収容定員×5㎡(ただし、30人を限度とする。)</p>	<p>病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修(既存の病院内保育所の改修を除く。)に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>左の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内</p>
看 護 師 等 養 成 所 施 設 整 備 費 補 助 金	<p>次に掲げる基準面積に付表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 保健師、助産師若しくは看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡(ただし、2年課程(通信制)は3㎡)</p> <p>イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡</p> <p>(2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積。 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した面積を超えることはできない。</p> <p>(3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した面積を超えることはできない。</p> <p>(4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積</p>	<p>学校又は養成所(寄宿舍を含む。)の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>左の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5を乗じて得た額の範囲内</p>

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受けた施設を、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

付表 1 m²当たり単価

(単位:円)

補助金の名称	鉄筋コンクリート	ブ ロ ッ ク	木 造
病院内保育所施設整備事業費補助金	148,300	129,900	148,300
看護師等養成所施設整備費補助金	129,600	112,400	129,600

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度

補助金交付申請書

このことについて、下記により標記補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 経費所要額調（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）工事仕様書
 - （2）工事設計書
 - （3）工事仕訳書
 - （4）歳入歳出予算書の抄本
 - （5）その他参考となるべき書類

経費所要額調

(補助事業者名)

区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引事業費	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	補助 基本額	補助 所要額
施設名	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

- 注 1 本調書は、施設ごとに作成すること。
 2 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 「補助基本額」欄には、「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「補助所要額」欄には、「補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)

事業計画書

補助金の種類			区分			費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)	施設名	所在地	補助 対象 外 事業 分	m ²	円	円	円	円		
1 施設の規模及び構造等										
敷地の状況	敷地面積 m ² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)									
事業の種類別	(新築、増築、改築の別)									
建物の構造及び面積	(造) 階建	建築面積 m ² 延べ面積 m ²								
2 施工状況			合計							
工事の施工方法	(直営、請負の別)		4 財源内訳							
施工期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日		区分	金額		備考				
3 整備費内訳			(1) 県補助金	円		(内訳)				
区分	費目	面積	単価	金額		備考				
補助 対象 事業 分		m ²	円	円						
	小計									
			5 その他参考事項							

(注) 1 3 整備費内訳の「費目」欄は、第3条の別表2「対象経費」に定める各部門に区分して記入すること。

2 5 「その他参考事項」には、抵当権設定の有無を記入すること。

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度 補助金に関する
補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、岐阜県看護職員確保事業施設整備補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 1 号の規定による承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度 補助金に関する
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記の理由により、補助事業を中止（廃止）したいので、岐阜県看護職員確保事業施設整備補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定による承認を申請します。

記

中止（廃止）の理由

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった
補助金について、岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備補助金交
付要綱第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第 1 4 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額(県補助金返還相
当額)
金 円

注：参考資料となる書類（2 の金額の積算の内訳等）を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所

補助事業者名

代表者氏名

年度岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備補助金に関する
交付決定前着手届

岐阜県看護職員等確保対策事業施設整備補助金交付要綱第6条の規定により、別記条件を了承のうえ、補助金の交付決定前に事業に着手したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設名称
- 2 着手予定年月日
- 3 整備面積
- 4 総事業費
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- (1) 補助金の交付決定前に事業着手することについて、知事から承認通知を受けるまでは事業に着手しないこと。
- (2) 交付決定を受ける前に天災事変等によって実施した事業に損失が生じた場合は、申請者が当該損失を負担すること。
- (3) 補助金交付決定額が交付申請額又は交付予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。

第6号様式（第8条関係）

年度

補助金に関する補助対象事業の遂行状況報告書

施 設 名	所 在 地

1 事業遂行状況 (年12月31日現在)

区 分	施行面積	工事施行率	金 額	備 考
自 年 月 日 至 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

1. 竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。
2. 備考欄には、施行済又は予定の工事内容を簡単に記入すること。

2 工事進捗状況

工 事 名	年											
	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日
設計事務	_____ (100%)											
入札事務	_____ (100%)											
整地工事	_____ (100%)											
基礎工事	_____ (100%)											
工事	_____ (90%)											

1. 工事予定を点線の棒線で示し、その上に本報告提出月日現在までの工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
2. 工事名ごとに工事進捗状況を%をもって出来高を示すこと。

3 繰越予定状況

請 負 契 約 額	年度内完成（見込）				繰 越 予 定		繰 越 理 由
	年 月 日現在		年度末現在（見込）				
(全体契約額) 円	円	%	円	%	円	%	
(うち県補助金分) 円							

「請負契約額」欄の（うち県補助金分）は、交付決定額を記入すること。

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度 補助金に関する
事業実績報告書の提出について

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に関する事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書（別紙3）
- 3 事業実績報告書（別紙4）
- 4 添付書類
 - （1）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本
 - （2）補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - （3）契約書の写し
 - （4）補助事業完了後の建物の構造及び平面図（各室の用途を示すこと）
 - （5）工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
 - （6）建築基準法第7条第3項の規定による竣工検査書の写し
 - （7）その他参考となるべき書類

経費所要額精算書

(補助事業者名)

区分	総事業費	寄付金 その他の収入額	差引事業費	対象経費 の実支出額	基準額	選定額	補助 基本額	補助 交付決定額	補助 所要額	補助 受入済額	差引過 (△) 不足額
施設名	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計											

- 注 1 本調書は、施設ごとに作成すること。
 2 「選定額」欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 「補助基本額」欄には、「差引事業費」と「選定額」を比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「補助所要額」欄には、「補助基本額」に補助率を乗じて得た額と「補助交付決定額」とを比較して少ない額を記入すること。(千円未満切捨)

事業実績報告書

補助金の種類			区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)	施設名	所在地	補助対象外事業分		m ²	円	円	
1 施設の規模及び構造等								
敷地の状況	敷地面積 m ² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)							
事業の種別	(新築、増築、改築の別)							
建物の構造及び面積	() 階建	建築面積	m ²					
		延べ面積	m ²					
2 施工状況			合計					
工事の施工方法	(直営、請負の別)		4 財源内訳					
施工期間	着工 年 月 日～ 竣工 年 月 日		区分	金額		備考		
3 整備費内訳			(1) 県補助金	円		(内訳)		
区分	費目	面積	単価	金額		備考		
補助対象事業分		m ²	円	円				
	小計							
			5 その他参考事項					

(注) 1 3支出済整備費内訳の「費目」欄は、第3条の別表「対象経費」に定める各部門に区分して記入すること。
 2 5「その他参考事項」には、抵当権設定の有無を記入し、抵当権を設定したことが分かる資料(登記簿の写し)を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度 補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあ
った 年度標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

補助金の請求額	円
1 確定補助金額（交付決定額）	円
2 既受領済額	円
3 今回請求額	円
4 残額	円

【振込先】

金融機関本（支）店名
口座名義人（フリガナ）
普通・当座預金の別
口座番号